

第1編 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び横手市防災会議条例（平成17年条例第272号）第2条に基づき、横手市防災会議が作成する計画であり、市の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な事項を定めるものです。

この計画では、市における大規模災害に対処するため、市、防災関係機関及び市民が行うべき予防対策、応急対策及び復旧対策について総合的かつ計画的な推進を図り、その全機能を有効に発揮して防災活動を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とします。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とします。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとします。

第2節 計画の性格と構成

第1 計画の性格

1 性 格

この計画は、市の地域にかかる風水害、大雪被害及び火災等の一般災害並びに地震、火山災害に関し、市の地域における防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱をその内容としているものです。したがって、この計画は、市における具体的な防災活動計画としての性格を有するものであり、市内の防災活動は全てこの計画を基本として有機的に運営されます。

この計画の国土強靭化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づく横手市国土強靭化地域計画を指針とするものです。

また、この計画と秋田県地域防災計画との関係は、相互に整合性を保ち有機的に作用して効果的な防災活動を推進し、同時に他の法令に基づいて作成する「消防計画」、「水防計画」等とも調整を図っています。

2 計画の推進

災害による人的・経済的被害を軽減するための備えを一層充実させる必要性から、市、県及び防災関係機関等は、平時から災害に対する予防対策として、主要交通や通信機能の強化、市街地開発事業などによる取組を推進するほか、立地適正化計画の居住誘導区域にハザードエリアが残存する場合、防災・減災対策等に係る防災指針を位置付けるなど、災害に強いまちづくりの形成を図ります。併せて、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」や「グリーンインフラ」の取組を推進します。加えて、住宅、教育・医療等の公共施設構造物・施設、ライフライン機能の安全性確保を図るとともに、関係機関が連携した実践的な訓練や、過去の災害対応の教訓の共有を図るなどした計画的かつ継続的な研修を実施するものとします。また、大規模災害後の複合災害も念頭に置いた事前防災の取組を推進します。さらに、災害時の応急・復旧対策を適切に運用するため、実効性の確保に留意した、関係機関相互の連携協力体制の整備に努めるとともに、被災者支援対策として、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要配慮者（以下、「要配慮者」という。）や女性、並びに男女共同参画の視点から捉えた避難所の運営など、多くの住民が参加できるこれら諸対策に関する実践的な防災訓練の実施と防災思想の普及・啓発に努めます。また、速やかな応急・復旧対策のため、委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者や建設業団体等との間で協定を締結し、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとします。

併せて、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと、とるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、市及び県は、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために

自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動など、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ります。

また、男女双方の視点や高齢者、障がい者などに配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び現場における男女共同参画を推進するほか、地域を構成する多様な主体の参画を拡大し、各種防災対策の充実に努めます。加えて新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえた感染症対策や防災対策と、効果的・効率的な防災対策を行うための災害対策業務のデジタル化の促進に努めるものとします。

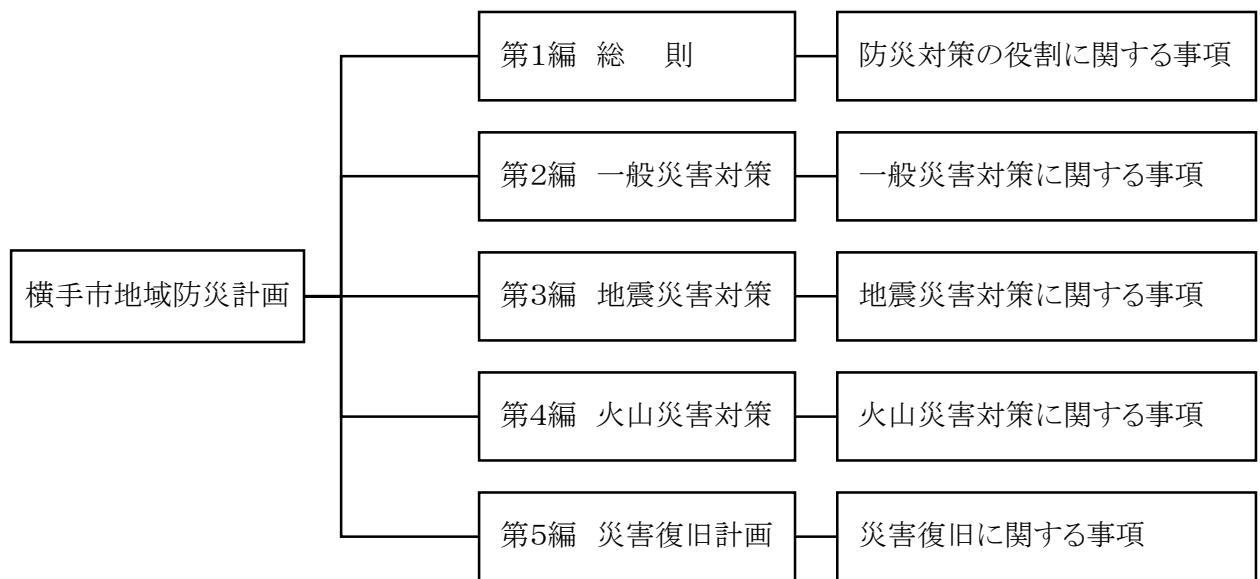
さらに、市および県は、所有者不明土地を活用した防災空地や防災倉庫の整備、加えて、市は災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全の解消など、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき国の防災基本計画、秋田県地域防災計画との整合性、市の情勢等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正します。

第2 構 成

本計画は、以下の5編から構成します。



第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 横手市防災会議

横手市防災会議は、平時の諮問機関として市長を会長として災害対策基本法第16条第6項に規定する者を委員として組織するもので、市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図ります。

1 会長

横手市長

2 委員

- (1) 市長が指定する国の地方行政機関の職員のうちから、当該地方行政機関の長の承認を得て市長が任命する者
- (2) 市長が指定する県の地方機関の職員のうちから、県知事の承認を得て市長が任命する者
- (3) 市の教育委員会の教育長
- (4) 市の区域を管轄する警察署の職員で、県警察本部長の承認を得て市長が任命する者
- (5) 市の消防長及び横手市消防団長
- (6) 市長が市の職員のうちから指名する者
- (7) 市長が指定する公共機関の職員のうちから、当該公共機関の長の承認を得て市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

3 構成

資料編参照

第2 防災関係機関の責務

1 市の責務（災害対策基本法第5条）

市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関等の協力を得て市の地域にかかる防災に関する計画を作成し、法令に基づいてこれを実施する責務を有しています。

市長は、この責務を遂行するため、消防機関等の組織の整備並びに市の区域内の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するように努めるものとします。

2 指定地方行政機関の責務（災害対策基本法第3条）

指定地方行政機関は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に協力して防災活動を実施します。指定地方行政機関の長は、市の防災活動が円滑に実施されるよう必要な勧告、指導、助言、その他適切な措置をとるものとします。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務（災害対策基本法第6条）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務にかかる防災に関する計画を作成して、法令に基づいてこれを実施するとともに、市の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、

その業務について市に対して協力する責務を有します。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するものとします。

第3 市民及び事業所の責務

大規模災害に備え、市民及び事業所は、飲料水、非常用食料、生活必需品等の備蓄を講じるとともに、災害発生時には自発的な防災活動を実施するよう努めるものとします。

1 市民の果たす役割

市民は、「自らの命は自らが守る」という防災活動の原点に立って、災害による被害を軽減するため、平時及び災害発生時に次のことを実践するものとします。

(1) 平時から実践する事項

- ア 防災に関する知識の修得
- イ 危険箇所の把握と指定緊急避難場所及び避難路の確認
- ウ 家屋の耐震性の促進及び家具等の転倒防止対策
- エ 消火器等の配備等火災予防措置
- オ 飲料水、食料、医薬品等生活必需品の備蓄
- カ 各種防災訓練への参加

(2) 災害発生時に実践が必要となる事項

- ア 出火防止措置及び初期消火活動の実施
- イ 適切な避難の実施と正確な情報の把握
- ウ 要配慮者(高齢者、障がい者等)に対する支援
- エ 災害ボランティア等応急復旧活動への協力

2 事業所の果たす役割

事業所は、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保するため、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、生活必需品の備蓄等の防災体制の充実に努めるとともに、地域の防災活動への積極的な協力に努めるものとします。

このため、平時及び災害発生時に次のことを実践します。

(1) 平時から実践する事項

- ア 防災責任者の育成及び従業員への防災教育
- イ 防災訓練の実施
- ウ 地域防災活動への参加
- エ 飲料水、食料、医薬品等生活必需品の備蓄

(2) 災害発生時に実践が必要となる事項

- ア 出火防止措置及び初期消火活動の実施
- イ 従業員、利用者等の避難誘導
- ウ 被災者の救出等ボランティア活動の実施

第1編 総則

第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する施設及び組織の整備と訓練に関すること
- (3) 防災に関する調査・研究に関すること
- (4) 防災事業の推進に関すること
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄・整備に関すること
- (6) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること
- (7) 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること
- (8) 防災に関する知識の普及、教育、訓練、自主防災組織の結成、育成・指導及び強化に関すること
- (9) 災害の防除と拡大の防止に関すること
- (10) 避難の指示及び誘導並びに救助に関すること
- (11) 県その他の防災関係機関との連絡調整及び協力に関すること
- (12) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用時において、知事から委任された救助事務又は知事の補助者としての当該事務の実施に関すること
- (13) その他地域防災の推進に関すること

2 県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること
- (3) 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること
- (4) 他の防災関係機関との連絡調整に関すること
- (5) 災害救助法の適用実施に関すること
- (6) 災害時の文教対策及び警備対策に関すること
- (7) 防災に関する知識の普及、教育、訓練及び自主防災組織等の結成、育成・指導に関すること
- (8) 市町村防災業務の助言・調整に関すること

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北管区警察局	<ol style="list-style-type: none">① 災害状況の把握と報告連絡に関すること② 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること③ 関係機関との連絡調整に関すること④ 関係職員の派遣に関すること
東北財務局 (秋田財務事務所)	<ol style="list-style-type: none">① 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関すること② 地方公共団体内の災害対策事業、災害復旧事業等に係る融資に関すること③ 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関すること

第1編 総則

第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

	<p>④ 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること</p> <p>⑤ 東北財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供に関すること</p>
東北農政局 (秋田県拠点)	<p>① 農業災害の予防、拡大防止及び応急復旧対策についての指導及び助成に関すること</p> <p>② 農業災害にかかる資金助成に関すること</p> <p>③ 災害時における応急用食料の需給対策に関すること</p>
東北森林管理局 (秋田森林管理署湯沢支署)	<p>① 国有林野内の保安林、保安施設、地すべり防止施設の整備保全等治山に関すること</p> <p>② 国有林野内の林野火災防止に関すること</p> <p>③ 国有林林道その他施設の整備保全に関すること</p>
東北経済産業局	<p>① 災害時における応急復旧資機材、生活必需品等の対策に関すること</p> <p>② 災害時の物価安定に関すること</p> <p>③ 被災商工業者に対する融資に関すること</p>
東北運輸局	<p>① 交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達に関すること</p> <p>② 緊急・代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること</p>
仙台管区気象台 (秋田地方気象台)	<p>① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること</p> <p>② 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること</p> <p>③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること</p> <p>④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</p> <p>⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</p>
東北総合通信局	<p>① 放送・通信設備の耐震性確保に関すること</p> <p>② 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること</p> <p>③ 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること</p>
秋田労働局 (横手労働基準監督署)	<p>① 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること</p> <p>② 被災者に対する職業あっせんに関すること</p>
東北地方整備局 (湯沢河川国道事務所)	<p>① 国の直轄土木施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること</p> <p>② 水防警報等の発表、伝達及び応急対策に関すること</p> <p>③ 気象警報の伝達に関すること</p>

第1編 総則

第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

東北管区行政評価局 (秋田行政監視行政相談センター)	①被災者への生活支援情報の提供に関すること ②専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること
-------------------------------	---

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第21普通科連隊	①災害時における人命救助、偵察、消防、水防、救助物資の輸送道路の応急啓開、応急医療、防疫、炊飯、給水、通信支援及び応急復旧活動に関すること
航空自衛隊	
秋田救難隊	
第33警戒隊	

5 秋田県の地方機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
平鹿地域振興局 総務企画部	①地域災害対策部の庶務に関すること ②気象予報の受理伝達に関すること ③災害情報及び被害状況の収集報告に関すること ④横手市との連絡調整に関すること ⑤要望及び陳情に関すること ⑥災害広報に関すること ⑦庁舎・公舎等の被害状況調査及び応急対策に関すること ⑧救援物資、見舞金等の受付・保管に関すること ⑨管内地方機関との連絡調整に関すること ⑩その他の部に属しない事項に関すること
平鹿地域振興局 福祉環境部	①社会福祉施設の災害状況の収集・報告に関すること ②要配慮者のり災援護に関すること ③社会福祉施設の災害復旧に関すること ④医療・救護に関すること ⑤防疫・清掃に関すること ⑥保健衛生関係の被害調査に関すること
平鹿地域振興局 農林部	①農林関係の被害調査及び応急対策に関すること ②災害防止及び災害応急復旧に関すること
平鹿地域振興局 建設部	①土木関係の被害調査及び応急対策に関すること ②災害防止及び災害応急復旧に関すること
総合県税事務所平鹿支所	①県税の徴収猶予及び減免に関すること
教育庁施設整備室 (南教育事務所)	①文教関係の被害調査及び応急対策に関すること

第1編 総則

第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

横手警察署	① 災害及び交通情報の伝達に関すること ② 被災者の救助・保護及び避難の指示に関すること ③ 遺体(行方不明者)の搜索及び検視に関すること ④ 災害時における交通規制及び治安維持に関すること
-------	--

6 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 東北支社 (横手郵便局)	① 災害時における非常取扱いなどの支援に関すること
N T T 東日本 株式会社 (秋田支店)	① 電気通信事業用通信施設の災害防止及び復旧対策に関すること ② 災害時における非常通話の運用に関すること ③ 気象警報の伝達に関すること
株式会社N T T ドコモ 東北支社(秋田支店) K D D I 株式会社 ソフトバンク株式会社	① 電気通信事業用通信施設の災害防止及び復旧対策に関すること ② 災害時における非常通話の運用に関すること ③ 気象警報の伝達に関すること
日本銀行 (秋田支店)	① 災害時における現金手当、損傷券の引換え、金融機関に対する融資に関すること ② 現地金融機関の緊急措置についての指導に関すること
日本赤十字社 秋田県支部 (横手市地区)	① 災害時の医療、助産その他の救助活動に関すること ② 災害救助等に必要な協力、奉仕者の動員に関すること ③ 義援金品の受付、配分に関すること
日本放送協会 秋田放送局 (横手報道室)	① 気象予警報、災害情報等の報道に関すること ② 防災知識の普及に関すること ③ 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること
東日本高速道路 株式会社東北支社 (秋田管理事務所)	① 秋田自動車道の災害防止、復旧対策に関すること ② 湯沢横手道路の災害防止、復旧対策に関すること
東日本旅客鉄道 株式会社秋田支社 (横手駅)	① 鉄道施設の災害防止、災害応急復旧対策に関すること ② 災害時の救援物資、人員の緊急輸送に関すること
日本通運株式会社 (横手支店) 福山通運株式会社 (横手営業所) 佐川急便株式会社	① 災害時における救援物資等の輸送に関すること

第1編 総則

第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

(横手営業所) ヤマト運輸株式会社 (秋田横手支店) 西濃運輸株式会社 (横手荷扱所)	
東北電力ネットワーク 株式会社 (横手電力センター)	① 電力施設の災害防止及び災害復旧対策に関すること ② 災害時における電力供給の確保に関すること
イオン東北株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート	① 災害時における物資の調達及び供給確保に関すること

7 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
秋田県土地改良 事業団体連合会 (平鹿支部)	① ため池、樋門、水門等農業用施設の維持管理に関すること ② 農地、農業用施設の被害調査、災害復旧に関すること
放送機関 (秋田放送横手支局) (秋田テレビ横手支局) (秋田朝日放送) (エフエム秋田)	① 気象予警報、災害情報等の報道に関すること ② 防災知識の普及に関すること ③ 放送施設の災害防護、災害時の施設復旧に関すること
一般社団法人 秋田県L.P.ガス協会 (横手支部)	① ガス供給施設の防災に関すること ② 被災地に対する燃料供給の確保に関すること ③ ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること
羽後交通株式会社	① 被災地の人員輸送の確保に関すること ② 災害時の応急輸送対策に関すること
一般社団法人 秋田県医師会 (横手市医師会)	① 災害時における医療救護活動に関すること ② 防疫、その他保健衛生活動の協力に関すること
一般社団法人 秋田県歯科医師会 (横手市歯科医師会)	

第1編 総則

第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

公益社団法人 秋田県トラック協会 (雄平支部)	① 災害時の応急輸送対策に関すること
秋田県厚生農業 協同組合連合会 (平鹿総合病院)	① 災害時における災害拠点病院として医療救護活動に関すること
公益社団法人 秋田県看護協会 (横手平鹿地区支部)	① 災害時における医療救護活動に関すること
一般社団法人 秋田県薬剤師会 (横手支部)	① 災害時における薬剤確保に関すること

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
報道機関 (横手記者会)	① 市民に対する防災知識の普及に関すること ② 災害情報等の報道に関すること
病院等	① 災害時における収容者の保護対策に関すること ② 災害時における負傷者等の医療助産活動に関すること ③ 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
秋田ふるさと 農業協同組合 横手市森林組合 その他農林関係団体	① 県、市が行う農林業関係被害調査の協力に関すること ② 農林産物の災害応急対策についての指導に関すること ③ 被災農林業者に対する融資あっせんに関すること ④ 共同利用施設の災害応急対策、復旧対策に関すること ⑤ 災害時における飼料、肥料等の確保対策に関すること
社会福祉施設等	① 災害時における収容者の保護対策に関すること ② 避難用設備の整備と避難訓練に関すること
社会福祉法人 横手市社会福祉協議会	① 被災生活困窮者の援護に関すること ② 災害ボランティアに関すること
横手商工会議所 よこて市商工会	① 県、市が行う商工業者被害調査への協力に関すること ② 被災商工業者に対する融資あっせんに関すること ③ 災害時における物価安定対策に関すること ④ 救助用物資、復旧用資器材の調達あっせんに関すること
金融機関	① 被災事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対策に関すること ② 被災事業者に対する各種資金の融資及びその他の緊急措置対策に関すること

第1編 総則

第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

学校法人	① 避難用設備整備と幼児、学生の避難訓練に関すること ② 教育施設の防災管理及び災害復旧に関すること ③ 被災時における応急教育対策に関すること
危険物取扱所	① 石油類等危険物の防災管理に関すること ② 災害時における燃料等の確保、供給に関すること
自主防災組織	① 会員に対する防災知識の普及に関すること ② 災害時の災害対策本部への協力、支援に関すること
文化財管理者	① 文化財の防災及び避難対策に関すること

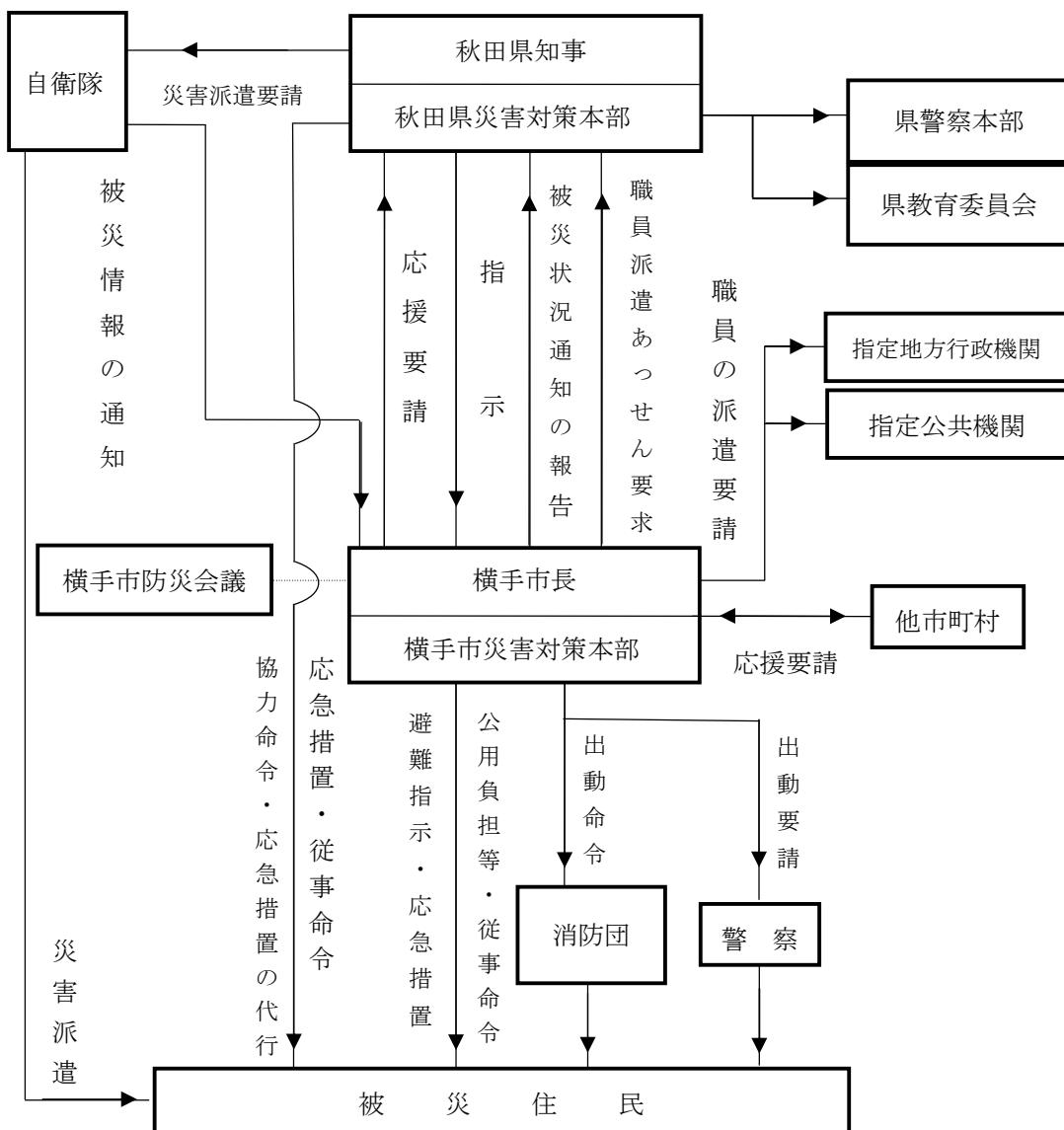
第4節 活動体制計画

第1 計画の方針

市は、発災後（風水害、火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。）、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制を確立するとともに、災害対策本部及び、現地対策本部の設置等必要な体制をとるものとします。

また、市及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めます。

第2 防災活動体制



第3 横手市災害対策本部等

1 災害時非常体制基準および構成員

○災害時非常体制設置基準

令和5年4月1日適用

項目	体制	警戒段階	—	レベル1	レベル2	レベル3
		体制名称	災害連絡部	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部
設置基準	自動設置	地 震	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱以上
		豪 雪	—	積雪深120cm目安	秋田地方気象台 横手観測所 積雪深140cm目安	
	設置協議 対象災害	台 風	接近のおそれ	市民・ライフラインに被害の発生のおそれ 被害が発生し、拡大と障害の継続のおそれ (過去の設置例等を参考に設置を判断)		
		気象災害	警報等発令時 (被害発生のおそれ または被害発生時)			
		災害全般				
	その 他			設置者が必要と認める場合		

○災害時非常体制構成員

項目	体制	警戒段階	—	レベル1	レベル2	レベル3
		体制名称	災害連絡部	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部
本庁部局 設置体制	設 置 者		総務企画部長	副 市 長	市 長	
	設置の方法		危機対策課通常業務	災害連絡部で協議	災害警戒部で協議	災害対策部で協議
	構 成 員 参 集 員	本 部 長 部 長	危機管理監	総務企画部長	副 市 長	市 長
		副本部長 副 部 長	—	消 防 長	副 市 長 消 防 長	教 育 長 消防団長
		本 部 員 部 員	危機対策課職員	部 長 及び総務企画部長指名職員	部 長 及び副市長指名職員	部 長 及び市長指名職員
	事 務 局	事務局長	危機対策課長	危機管理監	総務企画部長	
		事務局員	危機対策課職員		総務企画部職員	
	設 置 者			地域局長		
	体制名称			本庁部局体制に準ずる		
	地 域 局 設置体制	本 部 長 部 長	地域課長		地域局長	
		副本部長 副 部 長	地域課 課長代理	消防署当直長・消防分署長・消防副分署長・消防支団長・地域課長		
		本 部 員 部 員	地域課 防災担当職員	市民サービス課長、地域局係長、地域課防災担当職員 及び地域局長が指名する職員		

2 災害対策本部の業務内容

(1) 災害対策本部の業務内容

- ア 災害情報の収集伝達及び被害の調査・報告に関すること
- イ 指示事項の決定及び伝達に関すること
- ウ 他の防災関係機関との連絡調整に関すること
- エ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること

(2) 災害対策本部会議の開催

- ア 災害対策本部長(市長)は、災害対策の実施上必要があると認めるときは、本部会議を招集します。
- イ 災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合の会議の議題は、次のとおりとします。

1) 報告事項

- ① 災害情報及び被害情報
- ② 配備体制
- ③ 避難指示事項
- ④ 職員の応援等に関する事項
- ⑤ 各対策部の措置事項

2) 協議事項

- ① 応急対策への指示
- ② 各対策部間の調整事項についての指示
- ③ 他市町村に対する応援要請の要否
- ④ 自衛隊に対する災害派遣要請の要否(県経由)
- ⑤ 災害救助法適用要請の要否
- ⑥ 被害状況視察隊編成の決定
- ⑦ 被害者に対する見舞金品給付の決定
- ⑧ 次回本部会議開催予定日時の決定
- ⑨ その他必要な事項

3 横手市災害対策本部等の廃止

(1) 横手市災害対策本部の廃止

災害対策本部長(市長)は、災害対策本部が応急対策を終了し、更に被害が拡大するおそれがないと認められるときは、災害対策本部会議を開催し、以後の体制を定めたうえで災害対策本部を廃止します。

(2) 横手市災害対策部の廃止

部長(副市長(防災担当))は、災害対策部が応急対策を終了し、更に被害が拡大するおそれがないと認められるときは、災害対策部会議を開催し、以後の体制を定めたうえで災害対策部を廃止します。

(3) 横手市災害警戒部の廃止

部長(総務企画部長)は、災害警戒部が応急対策を終了し、更に被害が拡大するおそれがないと認められるときは、災害警戒部会議を開催し、以後の体制を定めたうえで災害警戒部を廃止します。

(4) 地域局災害対策本部の廃止

ア 横手市災害対策本部が廃止された場合は速やかに地域局災害対策本部を廃止します。

イ 部長(地域局長)は、地域局災害対策本部が応急対策を終了し、更に被害が拡大するおそれがないと認められるときは、地域局災害対策本部会議を開催し、以後の体制を定めたうえで地域局災害対策本部を廃止します。

(5) 地域局災害対策部の廃止

ア 横手市災害対策部が廃止された場合は速やかに地域局災害対策部を廃止します。

イ 部長(地域局長)は、地域局災害対策部が応急対策を終了し、更に被害が拡大するおそれがないと認められるときは、地域局災害対策部会議を開催し、以後の体制を定めたうえで地域局災害対策部を廃止します。

(6) 地域局災害警戒部の廃止

ア 横手市災害警戒部が廃止された場合は速やかに地域局災害警戒部を廃止します。

イ 部長(地域課長)は、地域局災害警戒部が応急対策を終了し、更に被害が拡大するおそれがないと認められるときは、地域局災害警戒部会議を開催し、以後の体制を定めたうえで地域局災害警戒部を廃止します。

第4 横手市災害対策本部等の運営の基本事項

災害時における災害対策本部等の機能を確保し、災害対策の迅速かつ的確な実施を期すため、運営についての基本事項を次のとおりとします。

1 職務代行者

(1) 横手市災害対策本部長の職務代行者

ア 第1位順位 副市長(防災担当)

イ 第2位順位 副市長

(2) 横手市災害対策部長の職務代行者

ア 第1位順位 副市長

イ 第2位順位 総務企画部長

(3) 横手市災害警戒部長の職務代行者

ア 第1位順位 財務部長

イ 第2位順位 まちづくり推進部長

(4) 地域局災害対策本部長の職務代行者

ア 第1位順位 地域課長

イ 第2位順位 市民サービス課長、横手地域課課長代理

(5) 地域局災害対策部長の職務代行者

(4) と同じ

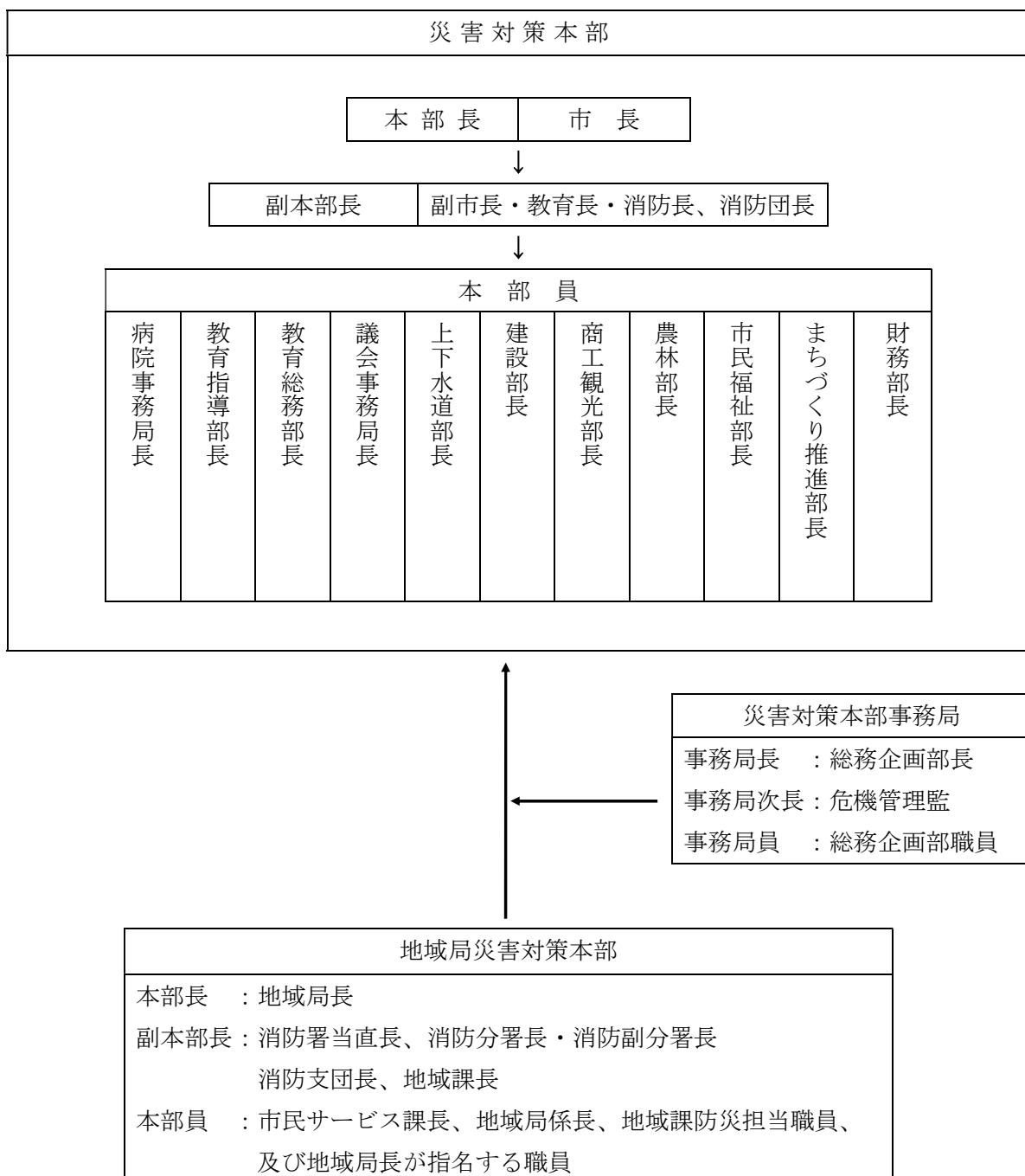
(6) 地域局災害警戒部長の職務代行者

ア 第1位順位 市民サービス課長、横手地域課課長代理

イ 第2位順位 地域課課長代理、横手地域課長が指名する職員

2 組織編成及び事務分掌

(1) 組織編成



(2) 事務分掌

【総務部】

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
総務企画 部 長	総務班長	1. 対策本部の設置及び廃止に関すること 2. 防災指令の発令及び解除に関すること 3. 本部員会議、関係本部員会議の招集に関すること 4. 本部の庶務に関すること 5. 災害応急対策の立案に関すること 6. 関係各部門間及び各部任務分担の調整、決定に関すること 7. 県及び関係機関との連絡調整及び応援要請に関すること 8. 勤員状況の把握及び職員配置に関すること 9. 災害救助法の要請補助に関すること
	総務課長	
	総務副班長	
	経営企画課長	
	広報班長	1. 避難指示等及び避難所、救護所等の周知に関すること 2. チラシ、ホームページ等による市民への情報伝達に関すること
	秘書広報課長	
	広報副班長	
	情報政策課長	3. 報道機関との連絡に関すること 4. 情報の収集及び整理に関すること 5. 各部への情報伝達に関すること

【財務部】

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
財務部長	財政班長	1. 救援(義援)金品の受領保管に関すること 2. 救援物資の受入れ・配送に関すること 3. 救援物資保管場所の運営に関すること
	財政課長	
	財政副班長	
	会計課長	
	調達班長	1. 災害対策用物資、車両の調達に関すること 2. 災害対策応急工事の契約に関すること 3. 市施設の被害状況及び維持管理に関すること
	財産経営課長	
	調達副班長	
	契約検査課長	4. 対策本部機能の確保に関する事(機材、臨時電話等の設置)

【避難部】

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
まちづくり 推進部長	総務班長	1. 避難所の設置、管理計画に関すること
	地域づくり	2. 公民館等施設の被害状況の調査及び報告に関すること
	支援課長	3. 公民館等施設の復旧に関すること
	総務副班長	
	人事課長	
	避難所班長	1. 指定避難所の開設及び避難者の収容に関すること
	生涯学習課長	2. 指定避難所の運営に関すること
	避難所副班長	3. 一時避難所転用に関すること
	スポーツ	4. 援護活動の協力に関すること
	振興課長	5. 救援物資の受入れ、保管に関すること
	横手の未来	
	ともにつくる課長	

【民生福祉部】

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
市民福祉 部 長	環境班長	1. 災害地の清掃及びし尿処理に関すること
	生活環境課長	2. 災害廃棄物の処理に関すること
	環境副班長	3. 清掃用車両、し尿吸排車の確保に関すること
	国保年金課長	4. へい獣の処理に関すること
	市民課長	5. 空き家対策に関すること
		6. 遺体の洗浄、検案等の補助、収容施設の確保、輸送 及び一時保存に関するこ
		7. 埋火葬及び慰靈に関するこ
	調査班長	1. 災害状況調査、り災者確認、災害記録に関するこ
	税務課長	2. 警戒区域の設定に関するこ
	調査副班長	3. 避難指示等の伝達に関するこ
	収納課長	4. り災証明の発行に関するこ
		5. 税の減免措置に関するこ
		6. 救援物資の受入れ及び配布の応援に関するこ
		7. 広報の応援に関するこ
	援護班長	1. 被災者の援護計画の策定及び救援活動(食品、物資の 給付等)に関するこ
	社会福祉課長	
	援護副班長	2. 要配慮者の援護活動に関するこ
	まるごと福祉課長	3. 災害ボランティアとの連携に関するこ

第1編 総則

第4節 活動体制計画

		4. 日赤救護班への応援依頼に関すること 5. 所管施設の福祉避難所開設に関すること 6. 災害障害見舞金、災害弔慰金の支給及び災害援護資金貸付けに関すること 7. 義援金の配分に関すること 8. 被災者生活再建支援に関すること
	保健医療班長 健康推進課長 保健医療副班長 子育て支援課長 病院総務課長 又は課長補佐	1. 医療、助産及び援護に関すること 2. 応援要請により出動した医師会、日赤救護班との連携、補佐に関すること 3. 感染症予防及び検病に関すること 4. 避難者及び被災者の健康調査及び相談に関すること 5. 医療救護班の編成及び巡回に関すること 6. 応急救護所の設置に関すること 7. 臨時予防接種、消毒等の感染症対策業務に関すること 8. 医薬品、医療器具等の調達に関すること

【農林部】

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
農林部長	農林班長 農業振興課長	1. 農地及び農林業用施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること
	農林副班長 農林整備課長 食農推進課長	2. 家畜伝染病の予防・施設等の復旧に関すること 3. 農林畜産関係の補助、融資等に関すること 4. 農作物及び森林のり災証明に関すること 5. 援助物資の受入れ及び配送の応援に関すること 6. その他防災活動の応援に関すること

【商工部】

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
商工観光 部 長	商工班長 商工労働課長	1. 商工関係業者の被害調査に関すること 2. 災害対策用の物資、資材の所有業者の把握に関するこ
	商工副班長 観光おもてなし 課長	3. 被災事業者に対する融資あっせん指導に関するこ 4. り災失業者の職業相談に関するこ 5. 援助物資の受入れ及び配送の応援に関するこ 6. その他防災活動の応援に関するこ

【建設部】

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
建設部長	総務班長	1. 県、国土交通省等関係機関との連絡に関すること 2. 雨量、水位等の資料収集に関すること 3. 部内調整に関すること
	建設課長	
	総務副班長	
	建設課政策監	
	調査班長	1. 公共土木施設の被害状況の調査及び情報収集に関すること 2. 被災建物の応急危険度判定に関すること 3. 被災住宅の応急修理に関すること
	建築住宅課長	
	調査副班長	4. 応急仮設住宅の設置に関すること 5. 応急仮設住宅設置場所の確保に関すること 6. 応急仮設住宅の入居者の決定、管理及び安全対策に関すること 7. 市施設の応急復旧対策に関すること
	建築住宅課課長代理	
土木班長	土木班長	1. 公共土木施設の防災管理、応急対策及び復旧に関すること 2. 障害物の除去に関すること
	都市計画課	
	土木副班長	3. 応急・復旧資材の調達及び輸送に関すること
都市計画課課長代理		

【上下水道部】

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
上下水道部 長	総務班長	1. 上下水道施設の被害状況の把握に関すること 2. 関係部署との連絡調整に関すること 3. 職員の配置及び動員状況の把握に関すること 4. 部内の調整に関すること
	経営管理課長	
水道班長	水道班長	1. 飲料水、給水車両の確保と調達に関すること 2. 給水に関する応援の要請に関すること 3. 指定避難所、救護所、断水地域に対する給水に関すること 4. 水道施設の被害調査に関すること 5. 水道施設の応急措置及び復旧対策に関すること
	水道課長	
下水道班長	下水道班長	1. 下水道施設の被害調査及び情報収集に関すること 2. 下水道施設の応急措置及び復旧対策に関すること
	下水道課長	

第1編 総則

第4節 活動体制計画

		3. 応急復旧資材の調達及び輸送に関すること 4. 土木班長との連絡調整に関すること 5. 環境班長との連絡調整に関すること
--	--	--

【教育総務部】

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
教育総務 部 長	総務班長	1. 学校施設の被害状況の調査及び報告に関すること
	教育総務課長	2. 学校施設の復旧に関すること 3. 臨時校舎の開設に関すること 4. 指定避難所の開設及び運営に関すること(避難部と連携)
	総務副班長	
	伝統文化課長	

【教育指導部】

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
教育指導 部 長	総務班長	1. 児童生徒の避難及び救護に関すること
	教育指導課長	2. り災児童、生徒の学用品の調達に関すること 3. 指定避難所の開設及び運営に関すること(避難部と連携)
	総務副班長	
	学校教育課長	

【消防部】

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
消防本部 次 長	総務班長	1. 被害情報の集約及び本部への報告に関すること
	総務課長	2. 援護班長との連絡調整に関すること
	総務副班長	3. 消防職員の動員に関すること
	予防課長	4. 部内の災害応急対策計画の策定に関すること
	警防班長	1. 災害防御活動の統括に関すること
	警防課長	2. 被災者の救助及び救急活動に関すること
	警部副班長	3. 活動要員及び活動機材の輸送に関すること
	救急課長	4. 避難指示等の広報伝達に関すること
	機動班長	1. 団員の招集に関すること
	消防署長	2. 災害防御活動に関すること
	機動副班長	3. 被災者の救助及び救急活動に関すること
	消防副団長	4. 区域内の警備、警戒に関すること 5. 住民の避難誘導に関すること

【地域局】

部 長	正副班長	主 な 事 務 分 掌
地域局長	総務班長	1. 地域局災害対策本部の設置及び廃止に関すること 2. 地域局内の被害状況の把握と本部及び関係部署との連絡に関すること 3. 勤員状況の把握及び職員の配置に関すること 4. 急傾斜地等の危険区域の確認と避難に関すること 5. 道路、橋、堤防、上下水道等の応急復旧対策に関すること 6. 通行不能箇所等危険箇所の表示に関すること 7. 上下水道施設の被害調査及び情報収集に関すること 8. 農地及び農林業用施設の被害調査及び応急復旧に関すること 9. 農作物及び森林のり災証明に関すること 10. 農林畜産関係の補助、融資等に関すること 11. 商工関係業者の被害調査に関すること 12. 被災事業者に対する融資あっせん指導に関すること 13. 援助物資の受入れ及び配達の応援に関すること
	援護班長	1. 援助が必要な避難者の誘導及び収容に関すること 2. 避難所の運営に関すること 3. 避難者及び被災者の健康相談に関すること 4. 遺体の収容に関すること 5. 物資の配布に関すること 6. 災害地の清掃及びし尿処理に関すること 7. 相談窓口の設置に関すること 8. り災証明の発行に関すること
	市民サービス課長	1. 団員の招集に関すること 2. 災害防御活動に関すること
	機動班長	3. 被災者の救助及び救急活動に関すること 4. 区域内の警備、警戒に関すること 5. 住民の避難誘導に関すること

※横手地域局については、下記のとおり対応することとする。

総務班事務	7 : 上下水道部	8～10 : 農林部	11～12 : 商工部
援護班事務	1～2 : 横手地域課	3～8 : 民生福祉部	

第5 体制の整備

市、県及びライフライン事業者は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に対応できる人材を確保し、防災にかかる組織動員体制の整備に努めるものとします。

第6 国が設置する現地対策本部との連携

国の現地対策本部が設置され、関係省庁、県、市及びライフライン事業者等の代表者による連絡会議や調整会議等における対応方針等に基づき、実働部隊の詳細な調整を行う現地作業調整会議が開催される場合、市及び県は、必要となる連携に努めるものとします。

第7 防災行動計画(タイムライン)の作成

市及び県は、関係機関と連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努めます。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、訓練や研修等を通じて同計画の効果的な運用に努めるものとします。

第5節 職員の動員・派遣計画

第1 計画の方針

災害応急対策に必要な要員を早急に招集し、その活動を迅速・的確に行うため、要員確保の方法及び配備体制を定め災害に効果的に対処します。

第2 職員の動員

1 災害時職員参集基準

令和5年4月1日適用

体 制 項 目	警戒段階 体制名称	一	レベル1	レベル2	レベル3	
		災害連絡部	災害警戒部	災害対策部	災害対策本部	
部 局 長 等		一	全 職 員			
本 庁 部 局 職 員		一	農林部、建設部、上下水道部、教育委員会の部長が指名する職員	全 職 員		
対策本部対策室要員		一	第1要員（または第2要員もしくは第3要員）			
地 域 局 職 員		一	係長以上	全 職 員		
危機対策課 兼務職員			全 職 員			
施 設 勤 務 職 員		一	施設長	全 職 員		
危 機 対 策 課 職 員			全 職 員			

(注) 降雪期において災害警戒部が設置された場合は、震度4でレベル1の参集基準を適用する。

2 自主登庁による参集

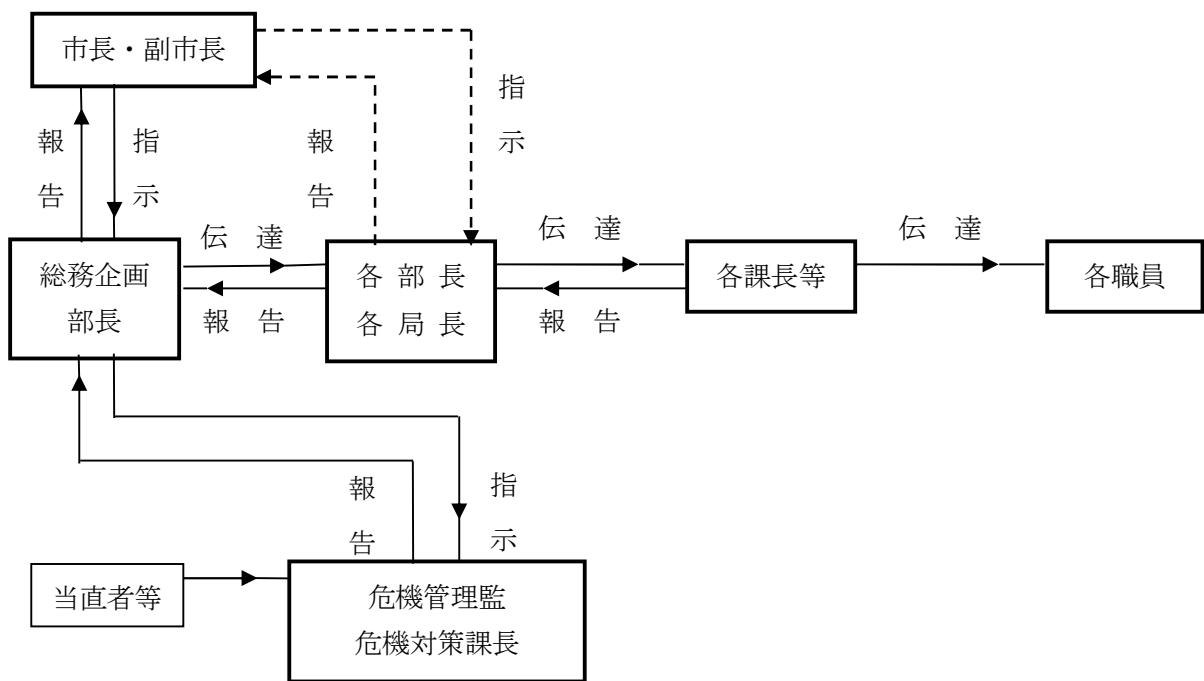
震度情報等客観的な基準により登庁すべきことをあらかじめ指定されている職員は、ラジオ、テレビその他の方法又は体感により、震度を知ったときは、直ちに指定された市の施設へ登庁します。

3 職員の心得

- (1) 職員は、携帯ラジオ等を備え、常に気象情報、地震情報が得られるようにします。
- (2) 地震が発生したときには、ラジオ、テレビ等の地震に関する情報に注意し、職員自身の被災等やむを得ない事情がある場合を除き、1の災害時職員参集基準により登庁します。
- (3) 参集場所を指定された職員以外は所属場所を参集場所とし、原則として、徒歩、自転車等で登庁するものとします。
- (4) 道路状況により、勤務地以外の庁舎に登庁したときは、所属長に報告して指示を受けるものとします。
- (5) 登庁した職員は、自己（家族を含む。）の被害及び登庁途中で見聞した災害状況等を所属長に報告するものとします。
- (6) 所属長は、職員の報告を基に、被害状況及び職員の被災状況について、本庁は人事課、地域局は地域課に報告し、地域課は人事課に報告します。

第3 動員指示の伝達

職員の動員は、職員安否確認メールや職員緊急連絡及び緊急電話連絡網等あらかじめ定めてある連絡体系に基づいて、関係部課室所長は速やかに所属職員に伝達します。



注) ----- 場合により報告・指示

第4 応援要請及び職員の派遣要請

第2編 第2章 第1節「相互応援協力計画」により応援要請等を行います。

第6節 市の概況と災害

第1 横手市の概況

1 位置、地勢

本市は、秋田県東南部に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央で、東西に約 45 km、南北に約 35 km で、面積は 692.80 km²で秋田県の約 6.0%を占めています。土地利用については、耕地が 176.00 km²、山林が 376.13 km²、宅地が 25.65 km²となっており、県内の平均値(可住地面積割合)と比較してみても、耕地(田畠)と宅地による平坦地が多いことがうかがえます。こうした状況の中、奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し、豊かな水と肥沃な土壌により、国内有数の穀倉地帯を形成するとともに、美しい田園風景を醸し出しています。

2 地質

本市は、第三紀以後の地層によって構成され、市の東部と西部は安山岩質凝灰角礫岩、その上部に硬質泥岩、より軟質の泥岩等の堆積層が分布し、盆地部分は沖積層の柔らかい地質で、盆地中央部の地表面には特に柔らかい泥炭層が分布しています。

市内には横手盆地東縁断層帯と呼ばれる断層帯があり、直下には、金沢断層(美郷町六郷東根から丘陵西縁に沿って杉沢川に至る約 9 km)、杉沢断層(金沢中野集落南方から丘陵西縁に沿って杉沢川に至る約 3 km)及び大森山断層(横手川左岸から丘陵西麓に沿って大森山北西の新城に至る約 24 km)があり、1896 年(明治 29 年)に発生した陸羽地震の際に地表に現れた千屋断層が隣接する美郷町にあります。

横手盆地東縁断層帯については、平成 25 年 8 月に発表された秋田県地震被害想定調査によると、近接する真昼山地東縁断層帯と連動した地震(横手盆地真昼山地連動地震)が冬の深夜午前 2 時に発生した場合、大きな被害が想定されています。

3 気象

(1) 特徴

奥羽山脈、出羽丘陵に囲まれ海洋から全く遮断された横手盆地は典型的な内陸性の気候で、気温に明瞭な季節変化があって、特に夏の日中は高温となり、夜間は蒸し暑く、冬は北西の季節風が強く吹いて寒さが厳しくなります。

(2) 気温

本市の過去 30 年間(平成 7~令和 6 年)の年平均気温は 11.5 度、年平均最高気温は 16.0 度、年平均最低気温が 7.5 となっています。昭和 52 年~平成 6 年までの平均と比較すると平均気温が 0.9 度、平均最高気温で 1.1 度上昇していることから、本市も温暖化の影響が顕著となってきております。

過去30年間における横手市の気温状況は次のとおりです。

最高気温(年月日)	39.2度(令和5年8月31日)
最低気温(年月日)	-16.4度(平成30年2月2日)

(3) 風

風向は季節変化があり、冬は北ないし北西の風が多くなります。これは地形の影響によるものであり、一般に山に囲まれた地域では、地上風変化が生まれ、風力もやや弱くなりやすいですが、大きな河川がある場合にはそれによって風向が左右され、一部で強風が発生します。

過去30年間の平均風速は1.9m/sで、最大風速は14.8m/s(南西の風、平成24年4月4日)、最大瞬間風速28.2m/s(西南西の風、平成29年9月20日)が記録されています。

(4) 雨

本市は湿潤多雨気候区に入りますが、県内の他と比較してみると、やや雨の少ない地域です。しかし、近年は局地的に集中豪雨が発生しています。

1時間に30mm以上の激しい雨が降る時期は7~8月が多くなっています。

過去30年間における横手市の降雨状況は次のとおりです。

年間最大降水量(年)	2,116.5mm(令和2年)
日最大降水量(年月日)	262.0mm(平成29年7月22日)
時間最大降水量(年月日)	68.5mm(平成29年7月22日)

(5) 雪

本市の過去30年間の最大積雪深は令和3年の203cmで、県内でも降雪の多い地域で、1~2月は1か月のうち3分の2以上が降雪日となっています。

豪雪となった平成23年や令和3年は、住宅の一部損傷、作業小屋の全壊、農業施設の倒壊等の被害が発生し、市では雪害対策本部を設置して対応しました。

(6) 日 照

本市の過去30年間の年間平均日照時間は、1,421時間で、年間を通じては、11~12月は日照が少なく、5~8月は日照時間が多くなっています。

(7) 湿 度

本市の湿度は、4~5月が1年を通して最も低く、空気の乾燥する時期で、火災が発生すれば大火災になるおそれがあります。

(8) 霜

霜は11月にやや多く、10月か、4月にも発生しています。これは、春と秋に、移動性の高気圧に覆われて晴れると、夜間に放射冷却によって気温が著しく低下することにより発生します。

(9) 梅 雨

梅雨の期間は割合短いですが、末期に梅雨前線の北上に伴う大雨による被害が多く、この梅雨期以外に低気圧や前線によって局部的に、集中豪雨が起こるときがあります。

(10) 台風、暴風

最近の台風は9月に多く発生し、日本海を北上、秋田県に上陸するルートで暴風と局地的な豪雨により、大きな被害が発生しています。

特に影響を及ぼす台風は、年1回ないし2回程度です。経路、季節により性格も程度も異なり、遠くにあっても前線を刺激して大雨となることもあります。

(11) 雷、降ひょう

雷日数は県内では非常に少ない地域です。それでも年数回ほど発生するときがあり、月別では5~6月、8~9月に発生しています。

ひょう日数については、年1日か多くて3日程度で、農作物に被害をもたらすこともあります。月別では5~6月および9月頃に発生しています。

(12) 雪崩

雪崩は表層雪崩と全層雪崩に大別され、傾斜の急なところに起こりやすく、傾斜度30~60度の斜面で多く発生しており、気温、日照、雨等の気象状態に影響されます。

(13) 融雪

融雪は3~5月にかけて多く、気温が上昇した日、雨の降った日に起こりやすく、融雪による地すべりや、洪水が発生する場合もあります。

第2 横手市の災害履歴

1 横手市に被害を及ぼした地震

1896年(明治29年)8月31日朝より数回の微震、強震があり、午後4時37分頃に棚の上の物が落下する程度の強震があり、次いで同5時6分頃激震がありました。仙北郡千屋、畠屋、六郷方面(現在の美郷町)が震央地帯であり、被害悲惨を極め建物等は全滅しました。

県内の被害は死者205名、傷者736名、全壊住家5,682棟であり、うち本市の被害は死者18名、傷者111名、焼失建物1棟、全壊建物1,019棟、半壊建物690棟、一部破損建物6,707棟、道路被害124箇所、橋りょう被害80箇所、堤防被害27箇所、山崩れ545箇所、田野被害218haでした。

また、1970年(昭和45年)10月16日には、東成瀬村を震源とする地震があり、増田地域では、ため池の突堤に亀裂が入る等農業施設を中心に約4千万円の被害が発生しました。

2 横手市に被害を及ぼした主な風水害等

(1) 水害

1965年(昭和40年)7月15日夜から県南地方を襲った集中豪雨は、横手市で降雨量124mmに達し、午前11時過ぎから横手川の水位が堤防を越え、市内の3分の1が濁流に飲まれました。これにより、床上浸水、床下浸水、道路決壊、橋の流失等の大被害を生じ、災害救助法が適用されました。

2017年(平成29年)7月22日から23日にかけては、東北地方及び北陸地方付近に停滞する前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、前線の活動が活発となり大雨となりました。降り始めからの24時間降水量は300mmを超え、上溝川が決壊するなど大森地域を中心に市全体で半壊4棟、床上浸水211棟、床下浸水442棟、土砂崩れ74箇所と大きな被害が発生しました。

2024年（令和6年）7月24日から25日にかけては、梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、東北地方の大気の状態が非常に不安定となり、秋田県では特に県南地域で記録的な大雨となりました。横手市においても24日からの2日間降水量が185mmとなり、市内各地で内水氾濫が発生、住家への被害は半壊3棟、床上浸水1棟、床下浸水46棟、道路や河川への被害は66箇所にのぼり、災害救助法が適用されました。

(2) 風害

1991年（平成3年）9月28日未明の台風19号により、文教施設や住宅の屋根が飛ばされ、収穫前のリンゴ等の農作物、農業関係施設等に大きな被害が発生しました。

2012年（平成24年）4月3日から4日にかけては、急速に発達した低気圧による暴風により、全域で大きな被害に見舞われました。この折、飛散したトタン屋根や倒木等により、市の西部を中心に最大で約13,900戸が停電し、全面復旧は6日の夜10時前でした。

(3) 大雪被害

1974年（昭和49年）1月25日から降り出した雪は、27日には積雪深253cmとなり、交通渋滞防止のため禁じていた道路への雪下ろしも家屋の倒壊を心配した市民の連鎖反応で市内に広がり、列車も止まりバスもほとんど運休する等交通が途絶しました。

このため市では自衛隊の出動を県豪雪対策本部に要請し、約200名の自衛隊員による除排雪を約1週間行いました。

2011年（平成23年）は、1月上旬から断続的に雪が降り、2月1日には現在の統計手法となった1979年（昭和54年）以降で最大（当時）となる積雪深192cmを記録しました。1月24日に、市町村合併後初めて横手市雪害対策本部を設置しました。除雪作業中の事故等で死者6名を含む死傷者68名が発生するとともに、家屋の倒壊が相次ぎ、特に放置された管理不全な空き家の問題が顕在化しました。

2020年（令和2年）12月から2021年（令和3年）2月にかけて、強い冬型の気圧配置と強い寒気の流れ込みが続いたことにより、12月31日には積雪が126cmとなり、12月の月最深積雪の記録を更新しました。その後も降雪は続き、1月11日には193cmに達し2011年（平成23年）の最大積雪深を超えた、2月5日には観測史上最深となる積雪深203cmを記録しました。

市では1月4日に大雪災害対策本部を設置し、翌5日には知事に対して自衛隊派遣を要請、また1月7日には当市を含む県内4市2町1村に災害救助法が適用されました。

雪による被害の状況は、死者3名を含む死傷者は79名、建物被害は471棟に上りました。また、農業用ハウスの倒壊や果樹の枝折れなど農業被害も甚大なものとなりました。

第7節 市の人口推移と高齢化

市の人口は、出生率の低下や若年層等の市外流出による減少が続いています。

また、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は39.1%（令和3年10月31日現在）を占め、更に団塊の世代が占めている人口の割合を勘案すれば、高齢者人口の急増は必然的な現象であり、市はこの現状と将来動向を踏まえ、災害時における高齢者対策の早期策定と、対策の実現に向けた具体的な行動計画の展開が不可欠です。

例えば、指定避難所における高齢者支援として、「健康診断」、「こころのケア」及び「食事」等に対する十分な配慮をはじめ、避難所として民間宿泊施設の一時借上げや応急仮設住宅への優先的入居、更に平時における避難施設のバリアフリー化、医療機関・社会福祉施設との連携強化等が高齢者への支援対策として挙げられます。

また、これらの支援については第2編以降の随所に「要配慮者」対策として、具体的な施策の策定と早期実施の必要性を記述しました。

【横手市の年齢別人口】

(単位：世帯、人、%)

年次 (平成・ 令和)	世帯数	人口総数	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老人人口 (65歳以上)	
			実数	割合	実数	割合	実数	割合
25	34,472	97,540	10,629	10.90	55,467	56.87	31,444	32.24
26	34,576	96,184	10,366	10.78	53,846	55.98	31,972	33.24
27	34,480	94,739	9,994	10.55	52,233	55.13	32,512	34.32
28	34,489	93,430	9,756	10.44	50,882	54.46	32,792	35.10
29	34,352	91,915	9,454	10.29	49,389	53.73	33,072	35.98
30	34,282	90,492	9,184	10.15	48,034	53.08	33,274	36.77
令和元	34,181	88,999	8,978	10.09	46,543	52.30	33,478	37.62
2	34,231	87,713	8,654	9.87	45,341	51.69	33,718	38.44
3	34,123	86,083	8,267	9.60	44,136	51.27	33,680	39.13
4	34,093	84,579	7,875	9.31	43,041	50.89	33,663	39.80
5	33,939	82,740	7,488	9.05	41,861	50.59	33,391	40.36
6	33,856	81,041	7,141	8.81	40,703	50.23	33,197	40.96
7	33,696	79,226	6,756	8.53	39,604	49.99	32,866	41.48

※ 各年10月31日現在

※ 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の一部改正(平成24年7月9日施行)により、平成24年7月末から外国人住民の方も人口・世帯に集計されています。